

核燃料物質使用施設の施設の廃止、解体撤去の安全性を説明した参考資料の位置づけ
の明確化による影響について

令和 5 年 2 月 16 日

日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部
安全管理部 施設保安管理課

1. 経緯

令和 5 年 1 月 26 日に日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の核燃料物質使用施設における核燃料物質使用変更許可申請（以下「使用変更許可申請」という。）のヒアリングを実施した。ヒアリング時において、原子力規制庁からより以下のとおりコメントを受けた。

- 今回申請した使用変更許可申請書本文において、施設の廃止、解体撤去の安全性を説明した参考資料（以下、「参考資料」と示す。）の位置づけを明確にするような記載を追記してほしい。

今般、原子力機構において、上記コメントにより参考資料を使用変更許可申請書に含めた記載にした場合、これによる影響、懸念事項が生じることが確認されたため、それらについて以下に記載する。

2. 影響、懸念事項

原子力機構では、参考資料は、法令上、求められているものではなく、現状における施設の廃止、解体撤去に関する方針を示したものであり、申請書とは別物であると理解している。そのため、参考資料を申請書の一部とした場合、以下のような懸念事項等があげられる。

- 参考資料は、現時点における方針を示したものであるため、許可後に行う施設の廃止、解体撤去に関する手順、工程、方法などは進捗状況に応じ、記載したもののから変更になる可能性が高い。
- 参考資料を申請書の一部とした場合、その変更の都度、使用変更許可申請が必要となってしまうことが考えられ、手続き、審査が頻繁に行われることが懸念される。
- 使用変更許可申請の許可取得後に参考資料に記載した手順、工程、方法などのみの変更を行う場合の手続き等が不明である。
- 参考資料が申請書の一部となると、参考資料は使用前確認の際に「核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の「その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」に関する検査範囲に含まれることになるのか不明である。
検査範囲に含まれた場合、申請時の計画から工事工程等の内容を一部変更した場合などにおいて、検査への影響が及ぶことが考えられる。